

令和3年2月5日

利用者・ご家族 各位

就労支援センターたまん  
施設長 金城 幸 範  
【公印省略】

### 緊急事態宣言発令（延長）に伴う

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う在宅サービス利用のお願い

厳冬の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃から「たまん」の活動に対し、ご支援とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、みだしのことについて、沖縄県独自の緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出を避ける等、徹底した対策をお願いしているところですが、1月19日に沖縄県緊急事態宣言を発出して以降、新規感染者数は減少傾向が見られるものの、療養者数や病床占有率についても依然として警戒レベル第4段階の数値を示しており、予断を許さない状況が続いています。そのため、沖縄県から第3段階への引き下げを目標に、緊急事態宣言が2月28日(日)まで延長されました。

「たまん」においては、多くの利用者や職員が通所しており、感染対策を徹底していますが、不測の事態が懸念されることから、利用者・ご家族の安全を最優先に考え、原則在宅でのサービス利用延長へのご協力をお願いすることと致しました。

なお、仕事の都合や利用者の状況等でどうしても利用されたい方は、通所することも可能ですが、その際は原則13時退勤となります。感染拡大防止と利用者・ご家族の安全のため、皆様のご理解ご協力のほど宜しくお願い致します。

※「たまん」自体は開所していますので、仕事の都合や利用者の状態等でどうしても通常時間まで利用されたい方は、個別にご相談下さい。

### 記

期 日 : 沖縄県緊急事態宣言発令日から終了日まで※

送 迎 : 迎え:(朝)通常通り 送り:13時より

※緊急事態宣言又は南部圏域の感染者が減少しない場合は期間を延長する場合があります。

以上